

平成20年9月5日

独立行政法人

駐留軍等労働者労務管理機構

理事長 嶋口武彦 殿

防衛省独立行政法人評価委員会

委員長 東海幹夫



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19事業年度における業務の実績に関する評価結果について（通知）

標記について、独立行政法人通則法第32条第3項に基づき、別添1及び別添2のとおり通知する。

以上

- 添付書類：1 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19年度の業務実績に関する項目別評価表  
2 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19年度の業務実績に関する総合評価表



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (平成19年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (必要に応じて過去の 実績も記載)	自己 評価	委員会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置										
<p>1 業務の運営体制</p> <p>「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、本部・支部の業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員数に対して、中期目標期間の期末(平成22年度末)までに20%の人員削減を実施するため、各年度平均4%の人員削減を実施する。</p> <p>このため、機構に設置したプロジェクトチームを中心として、以下の組織及び業務の見直しを実施する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>(1) 業務の運営体制</p> <p>中期計画に定める20%の人員削減を実施するため、前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員数に対して、中期目標期間の各年度を平均して4%の人員の削減を実施することとしており、平成19年度においては4%の人員の削減を行い、中期目標期間における業務運営体制の見直しに関する構想に基づき、以下の措置を実施するとともに、平成20年度の計画を作成する。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の俸給その他の給与について必要な見直しを行う。</p> <p>さらに、平成20年度に本部事務所を移転するため、必要な準備を行う。</p>	<p>・人員の削減状況 (平成17年度末人員を基準とした削減割合)</p>	4%以上	4%未満 3%以上	3%未満 2%以上	2%未満	平成18年度人員数380人に対して364人とし、16人削減した。これにより前期中期目標期間の最終年度である平成17年度末の人員数396人に対して、各年度平均4%の削減率を達成した。 <削減率: Δ4.0%> 報告書P12 「人員の削減状況」に記載	A	A	<p>機構全体で中期計画に定められた人員数(職位数)の削減が進んでいる。さらに経費の抑制との関係において、本部と支部の適正な人員配置にも留意をされたい。</p>	
		<p>・中期目標期間における業務運営体制の見直しに関する構想に基づいた平成20年度の計画の作成状況</p>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。</p>	<p>本部に設置した「機構組織・業務検討委員会」において、業務運営の見直しのための業務の集約化、アウトソーシングの試行、業務・システムの最適化等の実施項目を定めた「中期目標期間における業務運営体制の見直しに関する構想に基づく平成20年度の計画」を作成した。 報告書P13 「中期目標期間における業務運営体制の見直しに関する構想に基づいた平成20年度の計画の作成状況」に記載</p>	A	A	B				
		<p>・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の俸給その他の給与の必要な見直し状況</p>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。</p>	<p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、地域手当の支給割合の改定、広域異動手当の新設及び俸給の特別調整額の定額化等内容をとする機構規則の改正を行った。 報告書P15 「国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の俸給その他の給与の必要な見直し状況」に記載</p>	A	A					
		<p>・本部事務所移転先の検討、諸手続等の準備状況</p>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。</p>	<p>経費抑制を図るため、本部事務所の移転先の検討、諸手続の準備を行った上、平成20年2月に本部事務所を東京都大田区及び神奈川県横浜市に移転した。 報告書P16 「本部事務所移転先の検討、諸</p>	A	C	<p>本部事務所は、東京都港区から東京都大田区(本部として登記)に移転するとともに神奈川県横浜市(機構の本部業務を実質的に実施)に新たな事務所を設置した。しかしながら(独)駐留軍等労働者労務管理機構法(機構法)第5条「主たる事務所を東京都に置く」</p>				

				手続き等の準備状況」に記載				という規定に適合しているかについて、国と機構との間で見解が異なっている。当委員会としては、機構法の枠内で業務を行うことが機構側の責務であり、機構役員会の決定等が国との関係において円滑になされていないと判断し、C評価とした。
(1) 本部については、平成18年度末までに業務全般を見直すとともに、支部とのバランスを考慮した人員数の見直しを図り、平成19年度以降、円滑な業務処理に配慮しつつ、業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、段階的に係の統合やポストの削減等を実施する。これにより、管理部門を縮小し、組織のスリム化を図り、前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員数に対して、中期目標期間の期末(平成22年度末)までに機構全体の削減率を上回る人員削減を実施する。	ア 本部については、アウトソーシングの活用及び業務の集約化により、広報渉外役を廃止し、評価役及び監査役を統合するとともに、係の統合やポストの削減等を実施する。これにより、管理部門を縮小し、組織のスリム化を図る。	・本部管理部門を縮小し、組織のスリム化の実施状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	本年度当初において、広報誌の編集業務及びホームページの更新業務をアウトソーシングし、また、広報渉外役を廃止したほか、業務実績評価に係る業務と会計監査・業務監査に係る業務を集約化することにより、評価役と監査役を統合するなど管理部門を縮小した。さらに、労務厚生課の4係を3係に、課長代理の2ポストを1ポストにそれぞれ統合し、スリム化を図った。 報告書P17 「本部管理部門を縮小し、組織のスリム化の実施状況」に記載	A	A	A	
(2) 支部については、今後の在日米軍の再編状況等を踏まえ、平成18年度末までに業務全般を見直し、平成19年度以降、円滑な業務処理に配慮しつつ、業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、段階的に、以下の措置を講ずる。 ア 係の統合やポストの削減等を実施し組織のスリム化を図る。 イ 駐留軍等労働者へのサービスの維持及び業務の効率性等の観点から検討し、一部の支部の統廃合を実施する。 ウ 各支部の人員数について、支部職員一人当たりが管理する駐留軍等労働者数を基準として見直しを行い、各支部が管轄する米軍施設の特性及び配置状況等を勘案し、管理する駐留軍等労働者数に応じ、支部間のバランスを考慮した適正な規模の職員配置を行う。	イ 支部については、呉支部を岩国支部に統合するとともに、呉地区に分室を設置し、係の統合及びポストの削減等を行う。 なお、在日米軍の再編状況等を踏まえ、一部の支部の統廃合を引き続き検討する。	・呉支部の統合並びに支部における係の統合及びポストの削減等の実施状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	呉支部を岩国支部に統合し、呉地区には分室を設置することにより、支部長及び副支部長各1人、係長及び一般職員各2人の計6人の人員を削減した。 また、座間支部において専門職1人を廃止し、ライン制に集約化したほか、中期計画に定める職員配置を段階的に実施するため、横田支部3人、那覇支部及びコザ支部各1人計5人の一般職員の削減を行った。 報告書P18 「呉支部の統合並びに支部における係の統合及びポストの削減等の実施状況」に記載	A	A	A	広報・渉外役を廃止しても、組織内に対する広報活動に対する影響が特にないこと、及び悪影響が出ないことを確認の上、A評価とした。
		・在日米軍の再編状況等を踏まえた一部の支部の統廃合の検討状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	在日米軍の再編状況等を踏まえ、那覇支部とコザ支部の統合を検討していたところ、統合の時期について「独立行政法人整理合理化計画」に「平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合を行うものとする。」ことが盛り込まれた。これを踏まえ、総合的な判断により、統合後の新支部の所在地(嘉手納町)を決定した。 報告書P19 「在日米軍の再編状況等を踏まえた一部の支部の統廃合の検討状況」に記載	A	A		

<p>(3) 平成18年度末までに業務全般の見直し及びアウトソーシングの実施に関する具体的な検討を行い、平成19年度以降、円滑な業務処理に配慮しつつ、現在実施している福利厚生業務等のアウトソーシングに加え、段階的に、労務管理等事務及び機構の管理業務等について、可能なものから新たなアウトソーシングを実施する。</p>	<p>ウ 機構の管理業務については、広報誌の編集業務及び機構ホームページの更新業務についてアウトソーシングを実施するとともに、平成20年度から勤務時間管理等の業務のアウトソーシングを実施するための準備を行う。</p> <p>また、労務管理等事務については、岩国支部及びコザ支部において、応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等のアウトソーシングを平成20年度に試行するための準備を行う。</p>	<p>・機構の管理業務のうち、広報誌の編集業務及び機構ホームページの更新業務についてのアウトソーシングの実施状況</p>	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	ほとんど実施されていない	<p>本部における広報誌の編集業務、機構ホームページの更新業務や統計調査業務の集計等の業務についてアウトソーシングを実施した。</p> <p>報告書P20 「機構の管理業務のうち、広報誌の編集業務及び機構ホームページの更新業務についてのアウトソーシングの実施状況」に記載</p>	A	A	<p>機構のアウトソーシング取組状況については、次の資料を参考として添付している。</p> <p>【参考資料1】 内部管理事務に係るアウトソーシング</p> <p>【参考資料2】 労務管理事務に係る機械的・定型的業務のアウトソーシング</p>	
		<p>・機構の管理業務のうち、平成20年度からの勤務時間管理等の業務のアウトソーシングの準備状況</p>	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	ほとんど実施されていない	<p>本部における文書の受付・発信台帳の記入業務及び職員の給与計算等の入力業務などの機械的・定型的業務について、平成20年度からアウトソーシングを実施するため、委託方法及び契約方法に関する資料・情報を収集するなどの準備を整え、委託契約を締結した。</p> <p>報告書P20 「機構の管理業務のうち、平成20年度からの勤務時間管理等の業務のアウトソーシングの準備状況」に記載</p>	A	A		A
		<p>・労務管理等事務のうち、岩国支部及びコザ支部における応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等の平成20年度アウトソーシング試行の準備状況</p>	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	ほとんど実施されていない	<p>支部における応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等の機械的・定型的業務について、平成20年度から岩国・コザ支部でアウトソーシングを試行するため、委託方法及び契約方法に関する資料・情報を収集するなどの準備を整え、委託契約を締結した。</p> <p>報告書P20 「労務管理等事務のうち、岩国支部及びコザ支部における応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等の平成20年度アウトソーシング試行の準備状況」に記載</p>	A	A		
<p>(4) 国の行政機関の取組に準じて、平成19年度末までに最適化計画を策定し、実施する。</p> <p>また、IT化に対応した事務の電子化を事業年度ごとに推進するなど業務の効率化に取り組む。</p>	<p>エ 国の行政機関の取組に準じて、機構の業務・システムの最適化に関して、平成18年度に策定した機構の業務・システムの見直し方針を具体化するため、最適化計画の策定を行う。</p> <p>また、機構内一般業務についての効率化・省力化を図るため、グループウェアソフトの選定及び導入を行う。</p>	<p>・機構の業務・システムの見直し方針を具体化するための、最適化計画の策定状況</p>	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	ほとんど実施されていない	<p>駐留軍等労働者の業務・システムの最適化を実施するため、業務の集約化・アウトソーシングの活用等による業務の見直し及び在日米軍従業員管理システムサーバの本部集中化等のシステムの見直しを内容とする、「業務・システム最適化計画」を策定した。</p> <p>報告書P21 「機構の業務・システムの見直し</p>	A	A		



<p>加させる観点から、インターネットを利用した事前募集を毎年実施するほか、年2回実施している支部窓口での応募受付業務についても見直しを実施する。</p>	<p>(ウ) 沖縄県においては、応募の機会を増加させる観点から、インターネットを利用した事前募集を引き続き毎年実施するほか、年2回実施している支部窓口での応募受付業務のうち追加募集を、平成18年度の試行結果を踏まえ、実施する。</p>	<p>・携帯電話の利用による応募システムの運用開始・周知及び必要な見直しの状況</p>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。</p>	<p>「メディアの活用状況」に記載 平成18年度に構築した携帯電話の利用による応募システムの運用を平成19年4月から開始した。また、新聞広告、パンフレット、機構広報誌を活用し周知を図った。 報告書P30 「携帯電話の利用による応募システムの運用開始・周知及び必要な見直しの状況」に記載</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>				
<p>(2) 在日米軍が実施している関東地区における駐留軍等労働者の募集を、機構を通じて募集する方式に変更することについて検討し、国及び在日米軍との連携を十分に図り、推進する。</p>	<p>イ 在日米軍が実施している関東地区における駐留軍等労働者の募集を、機構を通じて募集する方式に変更することについて、引き続き在日米軍（陸軍、海軍及び空軍）との調整を行う。 この調整を了した軍から順次募集の方式を変更する。</p>	<p>・関東地区における募集を機構を通じて募集する方式に変更することについて在日米軍との調整状況及び募集方式の順次変更状況</p>	<p>・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。</p>	<p>在日米各軍と調整を図った結果、在日米陸軍については、時給制臨時従業員、限定期間従業員及び日雇従業員について、在日米海軍については、厚木飛行場の技能・労務職について、機構を通じて募集方式に変更した。 在日米空軍については、陸軍及び空軍エクステンション・サービスの従業員の募集を平成20年度から実施予定。 報告書P31 「関東地区における募集を機構を通じて募集する方式に変更することについて在日米軍との調整状況及び募集方式の順次変更状況」に記載</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>関東地区における従業員の募集については、現在に至るまで約50年間、米軍の直接募集が行われてきたところである。これを機構を通じた募集方式に変更することで米軍と調整しているが、機構による募集は時間がかかるのではないかと、米軍の懸念が残っている。機構としては、募集方式の変更について徐々に米軍の理解をえて、拡大に努めていることを評価した。なお、平成19年度末では関東地区における従業員総数の過半数を超える従業員数について、募集方式の変更を達成した。</p>			
<p>2 駐留軍等労働者の福利厚生施策 (1) 定年退職を予定している駐留軍等労働者を対象とした退職準備研修について、プログラムの統一等内容の充実及び質の向上を図る。</p>	<p>(2) 駐留軍等労働者の福利厚生施策 ア 定年退職を予定している駐留軍等労働者を対象とした退職準備研修のプログラムの統一等内容の充実及び質の向上を図るための調査分析結果を踏まえ、同研修の実施機関、プログラム及び受講対象者について見直し案を作成する。</p>	<p>・調査分析結果を踏まえ、退職準備研修の実施機関、プログラム及び受講対象者についての見直し案の作成状況</p>	<p>順調に実施</p>	<p>概ね順調に実施</p>	<p>順調に実施されていない</p>	<p>ほとんど実施されていない</p>	<p>退職準備研修について、受講対象年齢を段階的に50歳まで引き下げることや講師料の統一基準を設定すること等を内容とする見直し案を作成した。 報告書P33 「調査分析結果を踏まえ、退職準備研修の実施機関、プログラム及び受講対象者についての見直し案の作成状況」に記載</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	<p>A</p>	
<p>(2) 駐留軍等労働者に貸与している制服、作業着及び靴類等の仕様について、駐留軍等労働者の要望を踏まえ、国及び在日</p>	<p>イ 駐留軍等労働者に貸与している制服、作業着及び靴類等の品質の向上等を図るため、平成18年度の検討</p>	<p>・平成18年度の検討結果を踏まえ、制服等の発注時の仕様の見直しが必要とされ</p>	<p>順調に実施</p>	<p>概ね順調に実施</p>	<p>順調に実施されていない</p>	<p>ほとんど実施されていない</p>	<p>「制服等仕様書」及び「制服等基準表」について、貸与品目を99品目から73品目に削減</p>				

米軍との連携を十分図り、その見直しを実施し、品質の向上等を図る。	結果を踏まえ、発注時の仕様の見直しが必要とされる品目について、見直しのための素案を作成する。	る品目について、見直しのための素案の作成状況		ない	いない	する、貸与対象職種を699職種から614職種に削減する等を内容とする見直し素案を作成した。 報告書P35 「平成18年度の検討結果を踏まえ、制服等の発注時の仕様の見直しが必要とされる品目について、見直しのための素案の作成状況」に記載	A	A	A	
(3) 上記のほか、福利厚生施策の質の向上に資する取組を推進する。	ウ 上記ア及びイのほか、駐留軍等労働者が業務災害及び通勤災害を被った場合の救済措置として新たな法定外休業給付制度について、民間企業等の実態調査を実施し、導入の可否を検討する。	・新たな法定外休業給付制度について、民間企業等の実態調査の実施状況及び導入の可否の検討状況	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	ほとんど実施されていない	A	A	A	
3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 (1) 国の行政施策の企画立案に資するため、「少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための施策の在り方」等の課題について、調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示する。	(3) 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成 ア 少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための施策の在り方について検討を行うため、民間企業における労働力確保のための施策の実態調査及び分析を行う。	・民間企業における労働力確保のための施策の実態調査の状況及び分析状況	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	民間企業における労働力確保のための施策の実態を調査するという観点から、「米軍基地が所在する関係都県の経済動向・雇用情勢」、「民間企業の労働力確保の現状と取り組み及び今後の見通し」等について調査・分析を実施した。 報告書P39 「民間企業における労働力確保のための施策の実態調査の状況及び分析状況」に記載	A	B	B	本件の調査・分析は、日本銀行、厚生労働省資料の二次資料を用いた一般的分析に留まり、具体性に欠けるためB評価とした。例えば、この報告を受けて、機構が高齢者あるいは女性をいかに活用することができるか、加えて若年層をいかに惹き付けるかという観点からの考察が必要と考える。
(2) 上記(1)のほか、国と連携の下、在日米軍の再編に関する対応等、必要となる課題について、調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示する。	イ 上記アのほか、国と連携の下、在日米軍の再編に関する対応等、必要となる課題について、調査、分析、改善案の作成を行い、国に提示する。	・必要となる課題の調査、分析、改善案の作成等の状況	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	在日米軍の再編に関する対応については、配置転換に関するアンケート調査票及び技能教育訓練の内容等について検討していたところであるが、マスタープランが公表されなかったため、具体的な内容が判明せず、一般的な検討にとどまった。 また、米軍再編に伴う駐留軍等労働者の雇用対策について(案)の作成を行い、国に提示した。 このほか、駐留軍等労働者の給与に関する改善案の作成を行い、国に提示した。 報告書P45 「必要となる課題の調査、分析、改善案の作成等の状況」に記載	A	A	A	在日米軍の再編に係るマスタープランの公表による措置が中心となる項目であるが、いまだ具体案が公表されず、やむをえず一般的な検討に止まったものであり、国に提示した「駐留軍等労働者の雇用対策(案)」は現状においては妥当なものであると判断した。
第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	・予算、収支計画、資金計画の執行状況	順調に実施	概ね順調に実施	順調に実施されていない	財務諸表のとおり執行 報告書P47	A	A	A	

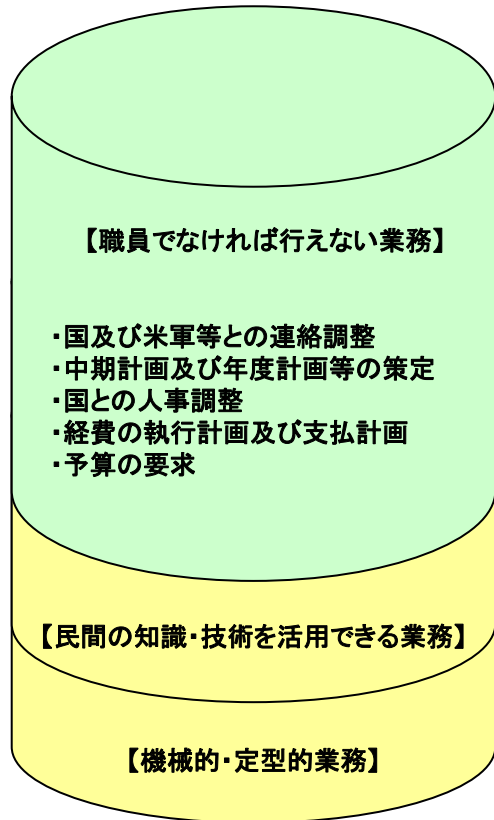
			り判定する。	「第4章 予算、収支計画及び資金計画」 報告書P49 「第5章 簡潔に要約された財務諸表」に記載	A	A	A	
第4 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、4億円とし、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当の支給等に用いるものとする。	(借入を行う計画はない)	・短期借入金の執行状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	(該当なし) 報告書P56 「第8章 短期借入金の限度額」に記載	-	-	-	
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 重要な財産等の処分等に関する計画は見込まれない。	(処分等を行う計画はない)	・重要な財産の譲渡、又は担保の執行状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	(該当なし) 報告書P56 「第9章 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」に記載	-	-	-	
第6 剰余金の使途 ・ 駐留軍等労働者の福利厚生施策の充実に係る経費 ・ 広報関係施策の充実に係る経費 ・ 職員の職場環境改善等に係る経費	(平成19年度は実績がない)	・剰余金の執行状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	(該当なし) 報告書P56 「第10章 剰余金の使途」に記載	-	-	-	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設・設備に関する計画 なし	(施設・設備に関する計画はない)	・施設・設備に関する計画状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	(該当なし) 報告書P57 「第11章 その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に記載	-	-	-	
2 人事に関する計画 (1) 前期中期目標期間の期末(平成17年度末)の人員数に対して、中期目標期間の期末(平成22年度末)までに20%の人員削減を実施するに当たっては、円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう努める。	人事に関する計画 ア 中期計画に定める20%の人員削減を実施するに当たっては、円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう努める。	・人員削減の実施に当たり、円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員の配置状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	人員削減を実施するに当たり、本部においては、渉外業務を一元化することとし、管理部から業務部に移行し、支部においては、呉支部との統合により業務負荷が大きくなった岩国支部の給与厚生課に課長代理を振り替えにより配置し、ライン制による業務執行体制を強化するなど円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう努めた。 報告書P57 「人員削減の実施に当たり、円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員の配置状況」に記載	A	A	A	人事計画の人員削減実施に当たり、円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置に今後も留意されたい。
(2) 職員の資質の向上等に資するため、職員養成研修、実務研修等の年間計画を作成し、着実に実施する。	イ 職員養成研修、実務研修等を着実に実施することができるよう年間の研修計画を作成し、実施する。 なお、参加者の90%以上から研修効果があったとの回答を得るよう	・年間の研修計画の作成とその計画の実施状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。	これまでの研修実績及び研修参加者に対して実施したアンケート結果等を踏まえ、より実践的な研修として接遇研修や語学研修を取り入れたほか、労務管				



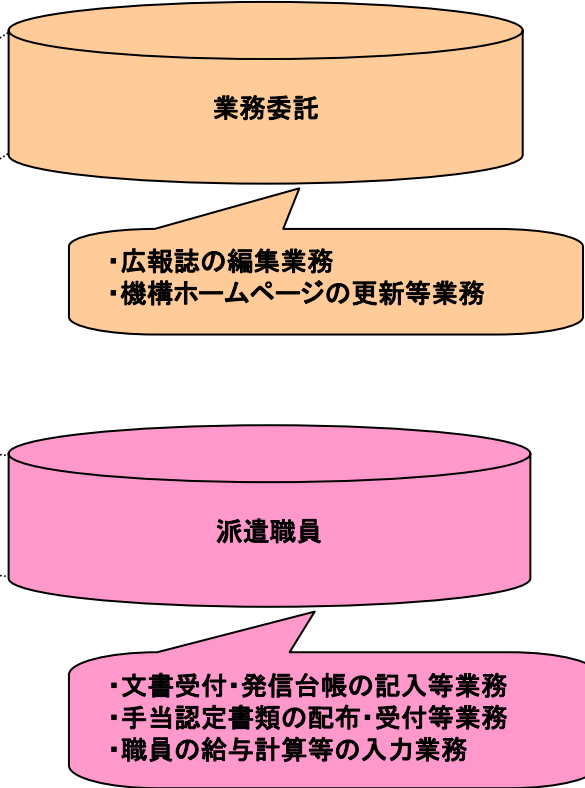
	努める。			理等業務初級研修、衛生管理者講習会、政府関係法人会計事務職員研修等を計画し、機構で実施する研修については10件実施し、外部機関で実施する研修については57件参加させた。 報告書P58 「年間の研修計画の作成とその計画の実施状況」に記載	A	A					
		・研修内容の活用状況 (研修効果があったとする割合)	90%以上	90%未満 70%以上	70%未満 50%以上	50%未満	研修参加者全員にアンケート調査を実施した。 <満足度:95.7%> 報告書P59 「研修内容の活用状況」に記載	A	A	A	
		・職員の研修効果	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。				平成19年度から新たに接遇研修及び語学研修を実施し、研修生からは今後の業務を遂行する上で「大変役立つ」との回答をえた。また、衛生管理者資格の取得を目指す衛生管理者講習会においては10名が受講し、その後、第一種衛生管理者試験を受験し、9名(合格率90%)が合格した。 報告書P60 「職員の研修効果」に記載	A	A		
第8 年度計画以外の業務実績等	・年度計画以外の業務実績等										
・随意契約の適正化	・「平成18年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」(平成20年1月31日付 政策評価・独立行政法人評価委員会)に基づく措置	・「随意契約見直し計画」の実施状況 (一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し状況)	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。				平成20年度から真にやむをえないものを除き、随意契約を一般競争入札等に移行させること等を内容とする「随意契約見直し計画」を策定するとともに、その計画を実施するために機構会計規程及び契約に関する規則を改正した。 報告書P71 「随意契約見直し計画」の実施状況」に記載	A	A		機構の「随意契約見直し計画」の取組状況については、次の資料を参考として添付している。  【参考資料3】 「随意契約見直し計画」の実施状況総括表  【参考資料4】 「随意契約見直し計画」の機構実施状況  【参考資料5】 平成19年度随意契約状況一覧表
		・契約に係る情報の公表状況	・独立行政法人からの説明等を受け、評価委員会委員の協議により判定する。				平成20年1月から、競争入札及び随意契約に関する情報等は月ごとに機構ホームページで公表しているところである。 報告書P72 「契約に係る情報の公表状況」に記載	A	A	A	

# 内部管理事務に係るアウトソーシング

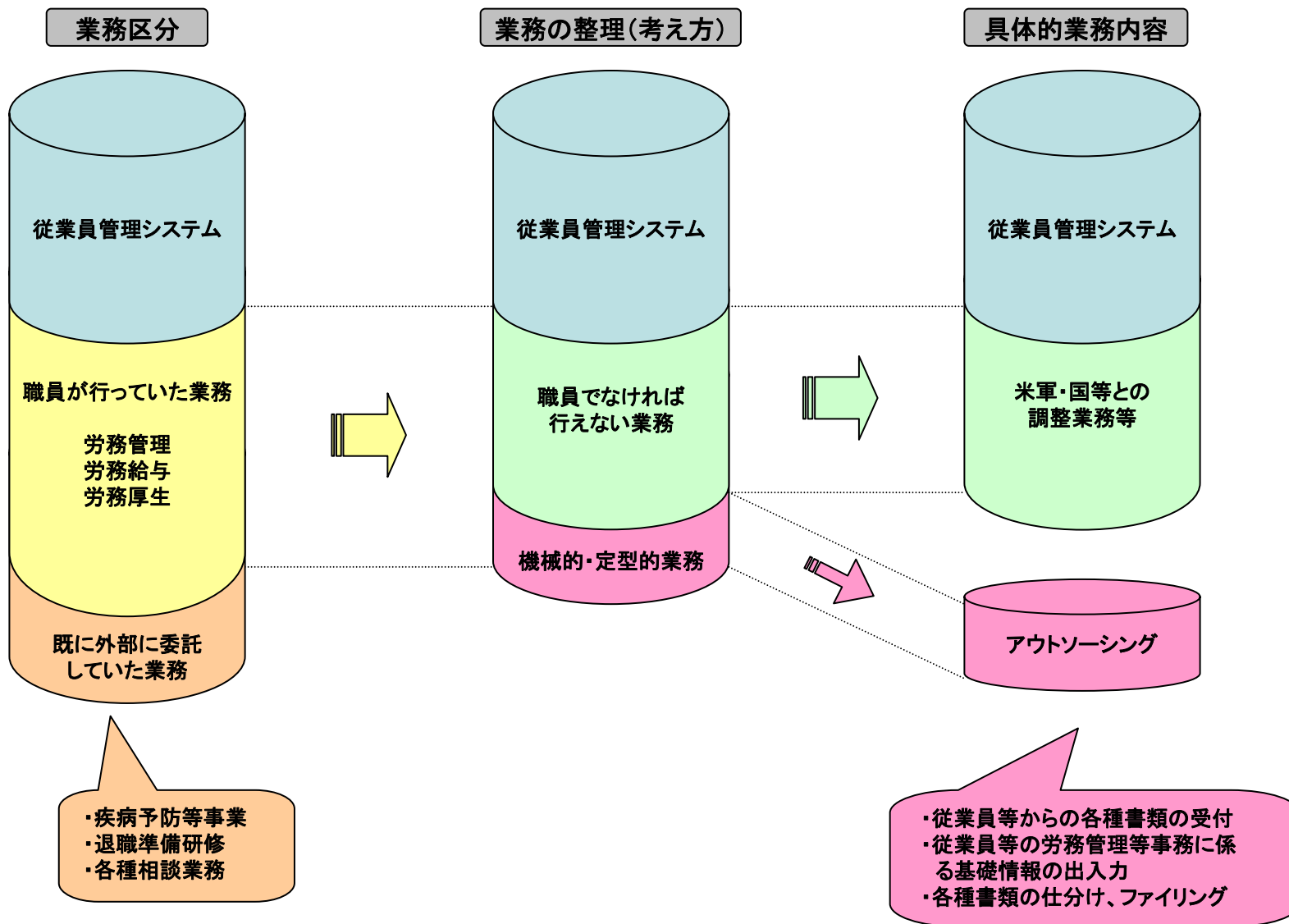
## 業務の整理(考え方)



## アウトソーシングの内容



# 労務管理等事務に係る機械的・定型的業務のアウトソーシング



## 「随意契約見直し計画」の実施状況総括表

### 1 (独)労務管理機構

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
件数	74	57.4%	23	29.1%	18	23.1%
(対前年度比)	—	—	-51	-28.3%	-5	-6.0%
金額(千円)	972,736	55.8%	270,587	35.0%	517,056	52.8%
(対前年度比)	—	—	-702,149	-20.8%	246,469	17.8%

### 2 独法全体

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
件数	64,908	64.0%	64,992	64.0%	50,797	54.0%
(対前年度比)	—	—	84	0.0%	-14,195	-10.0%
金額(億円)	9,271	45.0%	10,461	47.6%	9,829	39.7%
(対前年度比)	—	—	1,190	2.6%	-632	-7.9%

### 3 国(府省)全体

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
件数(万件)	8.5	46.0%	6.4	37.0%	3.8	21.0%
(対前年度比)	—	—	-2.1	-9.0%	-2.6	-16.0%
金額(兆円)	3.4	46.0%	2.8	37.0%	2.3	28.0%
(対前年度比)	—	—	-0.6	-9.0%	-0.5	-9.0%

### 4 防衛省

	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
件数	19,946	46.0%	15,821	42.0%	7,321	17.0%
(対前年度比)	—	—	-4,125	-4.0%	-8,500	-25.0%
金額(億円)	17,828	82.0%	12,013	58.0%	9,103	40.0%
(対前年度比)	—	—	-5,815	-24.0%	-2,910	-18.0%

※表中の計数は、「競争性のない随意契約」の契約全体に占める割合である。

#### 【参考文献】

- 1 (独)労務管理機構:「平成19事業年度業務実績報告書」
- 2 独法全体:「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(総務省行政管理局)等
- 3 国(府省)全体:「平成19年度における国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて(速報版)平成20年7月4日」、「平成18年度における国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて 平成19年12月27日」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)
- 4 防衛省:3に同じ。

## 「随意契約見直し計画」の機構実施状況

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

## 契約状況の推移

(単位:件、百万円)

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度
契 約 件 数	一 般	55 ( 42.6% )	56 ( 70.9% )	60 ( 76.9% )
	随 契	74 ( 57.4% )	23 ( 29.1% )	18 ( 23.1% )
	計	129 ( 100% )	79 ( 100% )	78 ( 100% )
契 約 金 額	一 般	771 ( 44.2% )	504 ( 65.0% )	462 ( 47.2% )
	随 契	973 ( 55.8% )	271 ( 35.0% )	517 ( 52.8% )
	計	1,744 ( 100% )	774 ( 100% )	979 ( 100% )

- 注 1 : 少額随契（工事・製造250万円未満、物品の買入れ160万円未満、役務100万円未満）は除外。  
 2 : 表中、「一般」は一般競争契約(企画競争、公募、不落随契等を含む)を、「随契」は随意契約を表す。  
 3 : ( )は、契約件数、契約金額に占める割合である。  
 4 : 計数は四捨五入によっているので、符合しない場合がある。

平成19年度随意契約状況一覧表

(単位:円)

件名	契約日	期間又は納期	契約相手方	「随契見直し計画」との比較
駐留軍等労働者の職場生活に係る相談業務の委託	19.4.2	19.4.2～20.3.31	(財)東京駐留軍離職者対策センター	「随契見直し計画」策定時(H.19.12)既に契約済であったため、平成20年度から公募へ移行した
駐留軍等労働者の職場生活に係る相談業務の委託	19.4.2	19.4.2～20.3.31	(財)神奈川県駐労福祉センター	「随契見直し計画」策定時(H.19.12)既に契約済であったため、平成20年度から公募へ移行した
駐留軍等労働者の職場生活に係る相談業務の委託	19.4.2	19.4.2～20.3.31	(財)沖縄駐留軍離職者対策センター	「随契見直し計画」策定時(H.19.12)既に契約済であったため、平成20年度から公募へ移行した
永年勤続表彰の実施に係るレセプション	19.10.11	19.10.18	(株)ラクナガーデンホテル	「随契見直し計画」策定時(H.19.12)既に契約済であったため、平成20年度から公募へ移行予定
駐留軍等労働者の教養文化活動等事業の実施	19.7.12	19.9.15～19.11.30	津久井浜観光農園	「随契見直し計画」策定時(H.19.12)既に契約済であったため、平成20年度から企画競争へ移行予定
複写機サービス	19.4.2	19.4.2～21.3.31	(株)サンコー	「随契見直し計画」策定時(H.19.12)既に契約済であり、2年契約であったため、平成21年度から競争入札へ移行予定
<b>小計(競争性のある契約へ移行する契約)</b>		<b>6件</b>		
建物賃貸借	19.4.1	19.4.1～20.3.31	昭和飛行機工業(株)	随意契約によらざるを得ないもの
建物賃貸借	19.4.1	19.4.1～20.3.31	(株)エヌ・ティ・ティ・アセット・プランニング東海	随意契約によらざるを得ないもの
貸室賃借料	19.4.18	19.5.1～21.4.30	山本汽船(株)	随意契約によらざるを得ないもの
那覇支部建物賃貸借料	19.4.1	19.4.1～20.3.31	合資会社 幸商事	随意契約によらざるを得ないもの
沖縄分室建物賃貸借料	19.4.1	19.4.1～20.3.31	沖縄市アメニティープラン(株)	随意契約によらざるを得ないもの
駐車場借上	19.4.1	19.4.1～20.3.31	森ビル(株)	随意契約によらざるを得ないもの
清掃業務委託	19.4.1	19.4.1～20.3.31	昭和の森総合サービス(株)	随意契約によらざるを得ないもの
<b>小計(随意契約によらざるを得ない契約)</b>		<b>7件</b>		
事務室借上	19.11.30	19.12.16～23.3.31	三菱地所ビルマネジメント(株)	本部移転関連(3年)
事務室借上(蒲田)	20.2.1	20.2.9～23.2.8	下川ビルディング(株)	本部移転関連(3年)
清掃業務委託	20.2.8	20.2.12～23.3.31	三菱地所ビルマネジメント(株)	本部移転関連(3年)
本部移転先事務室改修工事	19.12.21	19.12.21～20.2.7	三菱地所(株)	本部移転関連
本部事務室移転に伴う原状回復工事	20.2.7	20.2.14～20.3.31	森ビル(株)	本部移転関連
<b>小計(本部移転関連契約)</b>		<b>5件</b>		
<b>随意契約(特命)合計</b>		<b>18件</b>		

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19年度の業務実績に関する総合評価表

評 価 項 目	評 価
I 項目別評価の総括	
1 業務運営の効率化に関する事項	<p><b>業務の運営体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 人員の削減については、平成17年度末の人員数396人から平成18年度の削減数16人を減じた人員数380人に対し、16人を削減して人員数を364人としたことにより、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構年度計画（平成19年度）（以下、「年度計画」という。）」に掲げている「4%」の人員削減を達成した。今後とも、今中期目標期間（平成18年度～平成22年度）中の目標として定めている20%の人員削減に向け、各年度における人員削減が計画的に行われることを期待する。</p> <p>なお、上記人員数は職位数として整理されたものである。〔12〕</p> </li> <li> <p>・ 組織及び業務の見直しを行い、「中期目標期間における業務運営体制の見直しに関する構想に基づく平成20年度の計画」を作成した。平成20年度においては、本計画を着実に実施するよう期待する。〔13〕</p> </li> <li> <p>・ 本部事務所の移転については、東京都港区から東京都大田区（本部として登記）に移転するとともに神奈川県横浜市（機構の本部業務を実質的に実施）に新たな事務所を設置した。この結果、事務所賃借料の縮減により、年間約1億円の物件費の経費抑制を見込むことができた。その賃料の概数は、移転前賃料が約2億500万円、移転後本部賃料が約200万円、移転後横浜事務所賃料が約1億500万円、年間差し引き約9,800万円の縮減となった。</p> <p>他方、本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化の観点及び機構法第5条との関係で手続上の重大な課題を残している観点から望ましいものではなく、速やかに是正されたい。〔16〕</p> </li> <li> <p>・ 本部においては、年度当初に広報誌の編集業務等をアウトソーシングし、また、広報渉外役を廃止したほか、業務実績評価部門と監査部門を集約化することにより評価役と監査役を統合するなど管理部門を縮小した。さらに労務厚生課の4係を3係に、課長代理の2ポストを1ポストにそれぞれ統合しスリム化を図った。〔17〕</p> </li> <li> <p>・ 支部においては、年度当初に呉支部を岩国支部に統合し、駐留軍等労働者及び応募者に対するサービスを維持する観点から、呉地区に分室を設置した。この統合により、支部長及び副支部長ほか計6人の人員を削減した。また、座間支部管理課専門職1人を廃止したほか、中期計画に定める職員配置を段階的に実施するため、横田支部、那覇支部及びコザ支部で計5人の一般職員を削減した。〔18〕</p> </li> <li> <p>・ アウトソーシングの推進については、機構の管理業務のうち、本部における広報誌の編集業務及び機</p> </li> </ul>

構ホームページの更新業務について実施するとともに、労務管理等業務のうち、本部における統計調査業務の集計等の業務について実施した。

また、平成20年度からアウトソーシングを実施するため、機構の管理業務のうち、本部における文書受付業務や職員の給与計算等の入力業務などの機械的・定型的業務について、委託契約を締結した。

さらに、労務管理業務のうち、支部における応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付業務等の機械的・定型的業務について、岩国支部及びコザ支部においてアウトソーシングを試行するため、委託契約を締結した。〔20〕

- ・ 業務の見直しによる人員削減及びシステム機器の年間経常経費削減を盛り込んだ「駐留軍等労働者の労務管理等事務の業務・システム最適化計画」を策定した。平成20年度以降、計画に基づく最適化が着実に実施されることを期待する。〔21〕
- ・ 機構内一般業務の効率化・省力化を図るため、電子決裁及び文書管理等の機能を有するグループウェアソフトを導入した。平成20年度以降、このソフトウェアを有効に活用していくことが必要である。〔23〕

#### 経費の抑制

- ・ 人件費（退職手当を除く。）の抑制については、平成18年度に引き続き常勤職員数の削減（△16人）を実施したことにより、平成17年度に対し9.5%の抑制となったことは評価できる。今後とも、今中期目標期間に掲げている15%の機構運営関係費の縮減に向け、各年度における人件費の抑制が計画的に行われることを期待する。〔24〕
- ・ 物件費の抑制については、支部の整理統合による建物賃借料の削減によるほか、従来から用紙等の購入の際に実施していた一括調達を、さらに文房具類などの汎用品についても対象とし、これらの経費を抑制したことから、平成17年度に対し6.4%の抑制となったことは評価できる。今後とも、今中期目標期間に掲げている15%の機構運営関係費の縮減に向け、各年度における物件費の抑制が計画的に行われることを期待する。〔25〕

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 駐留軍等労働者の募集

- ・ 駐留軍等労働者の募集については、求職者のさらなる利便性の向上を図る観点から、携帯電話の利用による応募システムを構築し、運用を開始した。また、沖縄における追加募集業務について、平成18年度の試行の結果を踏まえ、本格的に実施した。さらに、駐留軍等労働者の募集用パンフレットを幅広く配布する等メディアの活用による幅広い広報活動を行ったことにより、労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者の在日米軍への紹介率は90.9%となり、中期計画に掲げている目標「中期目標期間において平均90%以上の維持に努める。」を上回った。〔27〕
- ・ 関東地区における駐留軍等労働者の募集方式の変更については、機構と在日米各軍との間で調整を進めているところであるが、平成19年度末の時点で関東地区の従業員総数の過半数を超える従業員数に



ついて変更を了している。在日米陸軍については、時給制臨時従業員、限定期間従業員及び日雇従業員の募集を、在日米海軍については、既に実施している横須賀海軍施設に加え、厚木飛行場の技能・労務職及び警備・消防職の募集をそれぞれ実施しており、さらに在日米空軍については、平成20年度から陸軍及び空軍エクスチェンジ・サービス（AAFE S）の従業員の募集を機構を通じて募集する方式に変更することで調整を実施した。〔31〕

**駐留軍等労働者の福利厚生施策**

- ・ 退職準備研修のプログラム等の見直しについては、平成18年度に作成した見直しの方向性を踏まえ、国及び米軍と受講対象年齢を引き下げること等について調整を行い、見直し案を作成した。平成20年度以降、見直し案を踏まえた退職準備研修の内容の充実及び質の向上が着実に図られることを期待する。〔33〕
- ・ 制服等の仕様の見直しについては、平成18年度の検討結果を踏まえ、「制服等仕様書」及び「制服等基準表」の見直し素案を作成した。平成20年度以降、見直し素案を踏まえた制服等の品質の向上等が着実に図られることを期待する。〔35〕
- ・ 法定外休業給付制度の導入の可否については、各種文献資料の収集、民間企業等の実態調査を実施し、調査結果報告を国に提示した。〔36〕

**駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成**

- ・ 少子・高齢化社会における駐留軍等労働者の確保のための施策の在り方については、民間企業の労働力確保のための施策の実態について、各種文献資料等を基に調査・分析を実施した。国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の特性を踏まえつつ、引き続き多角的な視点から、より具体的に検討を行っていくことが必要である。〔39〕
- ・ 在日米軍の再編に関する対応については、在日米軍の再編に係るマスタープランの公表がなされず、具体的な内容が判明しなかったため、一般的な内容の検討にとどまったものの、駐留軍等労働者の雇用対策（案）を作成し国に提示した。今後、再編の内容・実施時期等が明確になり次第、国と連携の下、駐留軍等労働者の雇用の継続に資する措置に関し適切な対応が執られることを期待する。〔45〕

3 予算、収支計画及び剰余金の使途に関する事項

予算は、適切に執行、処理されている。なお、平成19年度における「予算、収支計画及び資金計画」と実績との差異は、主として人件費及び物件費の抑制によるものである。〔47〕

4 人事に関する事項

人員削減を実施するに当たり、本部では、渉外業務を管理部から業務部へ移行（係の振り替え）することにより一元化を図り、支部では、呉支部との統合により業務の負荷が大きくなった岩国支部の給与厚生課に課長代理を振り替えにより配置し、ライン制による業務執行体制を強化するなど、業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう努力がなされており、継続的な取り組みを期待する。

	<p>[57]</p> <p>また、研修についても、職員の資質の向上等に資する観点から適切に実施されており、特に衛生管理者講習会については、講習後に実施された第一種衛生管理者試験（国家資格）を受験した10名中9名が合格するなど、研修による効果が十分上がっている。[58]</p>
<p>II その他業務の実施状況（労務管理、労務給与、労務厚生関係業務等を記載）</p>	<p>駐留軍等労働者の雇入れ、給与等の支給、福利厚生事業の実施等の経常的な業務については、基本的には適切かつ円滑に実施されている。その他、監査の実施等、業務の効率的な実施のための取り組みを引き続き行っている。[61][63][67][73]</p>
<p>III 法人の長等の業務運営状況</p>	<p>理事長は、今中期目標期間の駐留軍等労働者の労務管理事務を確実に実施していくことに努めている。しかしながら、本部事務所の機能が2箇所に分かれていることは業務運営の効率化及び機構法との関係において、必ずしも整合が取れておらず、国との調整を図りつつ速やかにこの状況の改善を図られたい。[74][78]</p> <p>理事は、理事長の指導の下、企画調整担当及び管理・業務担当として、それぞれの立場から理事長の業務運営を補佐している。[78]</p> <p>監事は、会計法令等に基づき、機構の会計経理等について、監事監査計画により効率的な監事監査を実施するとともに、機構の業務運営状況を的確に把握し、意見を述べている。独立行政法人整理合理化計画では、随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施、保有資産の見直し状況、給与水準の適正化、監事監査と評価委員会との連携等を求めており、その役割が重要となっていることを認識の上、厳正な対応を期待する。[73][78]</p>
<p>IV 評価委員会等からの指摘事項に対する対応状況</p>	<p>【「平成18年度における防衛省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見」（平成20年1月31日付 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）に基づく評価】</p> <p>上記の意見の通知を受けた時、19事業年度の機構業務が既に年度末を迎えており、業務には反映できないと考えることから、随意契約の指摘事項を除き、基本的に20事業年度評価にて対応することが妥当と判断した。ただし政独委意見に対する機構の今後の対応案については、平成19年度評価に際して当委員会の見解を以下のように整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的積立金については、平成19年度に新たな制度の改正等による剰余金が発生していないことから目的積立金として申請していないとのことである。しかしながら、目的積立金は独立行政法人が自らの効率的な運営を行うための動機付けとなることから、計上に資するための要件等を整理し、活用の促進を期待する。[53][56]</li> <li>・ 那覇支部及びコザ支部の21年度統合に伴う新しい事務所を嘉手納町に設置することが決定し、また、富士支部及び座間支部の統合も22年度までになされることから、整理合理化計画Ⅲ-1-(2)「保有資産の見直し」の趣旨を踏まえ、資産の有効活用の観点からの検討はより精緻に行うべきものとする。</li> </ul>

	<p>[54] [57]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理会計の活用の観点から、事務・事業別、部門別単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図ることを期待する。なお、官民競争入札については、22年度に機構情報システムの運用管理業務を実施する予定とのことである。[53]</li> <li>・ 内部統制については、倫理の保持に関する実施要領を定め、また、職員に対する倫理教育を実施しているが、今後、倫理行動規定の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など、機構の特性に合致したコンプライアンス体制の根本的な整備を進めていくことを期待する。</li> <li>・ 随意契約については、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行させるべく体制づくりに努め、平成18年度と比較し随意契約件数がさらに減少したことは評価できる。また、契約に係る情報の公表状況については、適切に行われている。競争性のない随意契約を全廃することを目標に、さらに随意契約見直し計画の推進を期待する。[70]</li> </ul> <p>【独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づく評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与水準については、国家公務員との均衡を考慮し決定されている。また、人件費を含む機構運営関係費が順当に削減されている状況が確認できた。[15] [24]</li> </ul>
<p>◎ 総合評価（業務実績全体の評価）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の平成19事業年度業務実績については、全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向け着実に進捗しているものと認められる。</li> <li>・ 平成19年度は今中期目標期間の2年目であるが、中期目標を着実に達成すべく、機構の運営の効率化を図ることにより、年度計画に掲げている「年度平均4%の人員削減」を実施するとともに、「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」について、平成20年度以降を見通し、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。</li> <li>・ 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化及び機構法との関係で手続上の重大な課題を残している観点から望ましいものではなく、速やかに是正されたい。</li> <li>・ 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。</li> </ul>

凡 例：表中〔 〕は、平成19事業年度業務実績報告書における該当頁である。

平成20年10月31日

独立行政法人

駐留軍等労働者労務管理機構

理事長 嶋口武彦 殿

防衛省独立行政法人評価委員会

委員長 東海幹夫



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19事業年度における入札・契約の適正化に関する評価結果について  
(通知)

標記について、独立行政法人通則法第32条第3項に基づき、別添1及び別添2のとおり通知する。

以上

- 添付書類：1 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の平成19事業年度における入札・契約の適正化に関する評価結果  
2 入札・契約の適正化に係るチェックシート



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の  
平成19事業年度における入札・契約の適正化に関する評価結果

契約に係る規定類については、監事が適切に確認をした上で監査を行う体制の整備ができているものといえる。また、監事は「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況等について把握していることが確認できた。

個々の契約については、監事が適正な予定価格の作成について指導するなど、契約における競争性・透明性の確保の観点から厳正にチェックをしていることが確認できた。

## 入札・契約の適正化に係るチェックシート

確認事項	指標	機構実績	監事見解
契約に係る規程類、体制の整備状況等	具体的指標	[規定・体制]	[規定・体制]
【契約関係の規定類の内容確認】			
<p>契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、<u>整備内容の適切性の確認</u></p>	<p>規定類の整備の有無及び整備内容の適切性の確認</p>	<p>「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程」、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則」等契約に係る規程類を整備。  ・会計規定は、機構の財務及び会計に関する基準を定めているものであり、  ア 契約を締結する者としての契約責任者の指定  イ 契約を締結する場合の締結方法  ウ 指名競争に付する場合の要件  エ 随意契約による場合の要件  オ 契約履行確保のための監督・検査等について規定。  ・契約に関する規則は、機構が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めているものであり、  ア 契約書の記載事項  イ 一般競争入札、指名競争入札、随意契約それぞれの実施手続等  ウ 予定価格の作成・決定方法  エ 契約の適正な履行を確保するために行う監督・検査の方法  オ 契約に関する情報の公表について規定。  「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則」において、規定内容の改正の際には、当該改正の決裁を監事に回付する規定を整備。</p>	<p>規程類の整備内容について、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構会計規程」は、機構の財務及び会計に関する基準を定めているものであり、適正な契約を締結・履行するための具体的な体制作りのための種々の方針について規定されており、適正実施確保のための体制作りを担保する上で、十分有効な規定であると思慮する。  また、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構」における契約に関する規則は、機構が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、上記の会計規程に定める契約の細部手続を規定したものであり、適正でかつ透明性の確保される契約を実施するための事務手続等について担保されており、有効かつ適正な規則であると思慮する。   規程の改正について、事前に監事が把握することにより、契約等に係る適正実施確保の観点から有用な方法であると思慮する。</p>
【契約の適正実施確保のための体制確認】			
<p>契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについての確認</p>	<p>契約の適正実施確保の上で、<u>契約事務執行体制の適切性の確認</u></p>	<p>「駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則」において、会計に関する事務処理が法令等に従い適正に行われているかどうかを監査する規定を整備。   「駐留軍等労働者労務管理機構における内部監査に関する規則」において、内部監査部門（評価・監査役）と監事との連携を密にする旨の規定を盛り込み、監査の効率的な実施に努めるよう監査の補充体制を整備。</p>	<p>契約事務執行体制の適切性については、契約の方式別（一般競争、指名競争、随意契約）件数の確認、契約責任者の補助者の任免状況、随意契約審査委員会等の設置要領及び運用の状況、予定価格の積算及び決定等契約全般に係る事務処理の状況、契約情報の公表状況等の契約事務執行体制について、関係資料の査閲及び担当部署からの聴取により監査を行ったところ、契約事務に係る執行体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについての確認を行った結果、是正又は改善を要する事項は見当たらなかった。</p>
<p>内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性（専門性を有する試験・研究法人等）、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性についての確認</p>	<p>内部審査体制や第三者による<u>審査体制整備の必要性の確認</u></p>	<p>当機構では専門性を有する試験や研究等を行っておらず、物品等購入及び賃貸借契約が主とした契約内容であり、これらの契約に係る審査を行うに当たっては、一般的な知識を有していれば十分対応できるものである。  また、当機構は、資本金100億円未満のため、会計監査人を置かない比較的小規模な法人であり、契約事務量、費用対効果を考慮し、現在の内部審査体制の対応としているところである。</p>	<p>内部審査体制や第三者による審査体制整備の必要性を確認したところ、当機構は、比較的小規模な法人であり、業務特性や契約事務量等から内部審査体制のみの対応で十分であるため、第三者による審査体制整備は必要としない。</p>

確認事項	指標	機構実績	監事見解
<p>内部審査体制や第三者による審査体制が整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについての確認</p>	<p>内部審査体制や第三者による審査体制整備の競争性・透明性確保の観点から有効機能の確認</p>	<p>内部審査体制としては、随意契約審査委員会が設置されているが、「駐留軍等労働者労務管理機構における監事の監査に関する規則」において、会計に関する事務処理が法令等に従い適正に行われているかどうかを監査する規定を整備。          随意契約審査委員会は、本部においては管理部長、支部においては各支部長を委員長、各部・各課の長を委員として、機構が締結しようとする随意契約のうち、少額随契、不落随契等以外の全ての案件に関し、随意契約の採用の適否に関する事項、随意契約において選定しようとする相手方、選定理由等、を決定するに当たって、当該契約の相手方の選定過程において競争性が保たれているか否かの審議を行うものである。</p>	<p>内部審査体制について、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて確認したところ、随意契約審査委員会は、随意契約に係る業者選定及び随意契約理由等の透明性及び公正の確保を図るため、本部及び各支部それぞれが随意契約審査委員会設置要綱を定め、同要綱に基づき設置・運営されている。          平成19年度の本部における審査委員会の開催状況について確認したところ、いずれも原案どおり可決されていたが、担当課長から随意契約とした理由及び契約相手方の選定理由等の説明がなされた上で、委員会の手続に則って議決されており、契約の内容及び契約相手方の選定方法等についても特に不適切な点はなく、本委員会の決定は妥当なものであり、当該審査委員会は有効に機能しているものと思慮する。</p>
<p>監事による監査は、これらの体制の整備状況を踏まえた上で行っているかについての確認</p>	<p>監事監査の体制整備を踏まえた実施状況の確認</p>	<p>監事監査において、契約事務に係る執行体制や随意契約審査委員会の設置状況を踏まえた上で、競争性・透明性確保の観点から実施し、契約事務が適正になされていることを確認した。</p>	
<p>【「随意契約見直し計画」の取組確認】</p>			
<p>「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等についての確認</p>	<p>「随意契約見直し計画」の具体的取組状況と実施状況等の確認</p>	<p>随意契約見直し計画を実施するために、機構会計規程及び契約に関する規則のうち、  <u>随意契約によることのできる規定のうち、「業務運営上必要がある場合」の文言を削除し、適用の厳格化を図る。</u>  <u>新たに「競争入札」の情報を機構ホームページで公表し、従来公表されてきた「随意契約」についてもさらに公表項目を追加する。</u>          の2点を改正した。          このほか、従来行ってきた随意契約を見直し、可能な限り一般競争入札又は公募等へ移行し、競争性及び透明性を担保した。          なお、平成19年度における随意契約の件数は、18件(前年度23件)であり、全契約に占める割合は23.1%(前年度29.1%)である。</p>	<p>「随意契約見直し計画」の具体的取組状況及び実施状況を確認したところ、機構会計規程及び契約に関する規則を改正し、随意契約の適用の厳格化が図られ、また、競争入札の情報を機構ホームページで公表することになったこと等、積極的に取り組んでいる状況を確認した。          従来行ってきた随意契約については、順調に一般競争入札等に移行されている状況を確認した。</p>
<p>計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析の確認</p>	<p>- (年度評価でA評価のため、今回は評価対象外)</p>	<p>〔計画どおりに進んでいるため、該当なし。〕</p>	



確認事項	指標	機構実績	監事見解
個々の契約	具体的指標	[個々の契約]	[個々の契約]
【監事による合規性のチェックのプロセスの確認】			
監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)の確認	監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス状況の確認(必要に応じ、調書等説明)	<p>監事監査は、年度当初に定める監事監査計画の実施要領に基づき、監事による直接の監査に併せて、内部監査部門(評価・監査役)の監査結果を活用することにより実施している。</p> <p>(以下の監事監査において、同様の対応)</p> <p>内部監査では、監査対象期間・被監査部署の契約のうち、特に契約金額100万円以上の契約について、予定価格積算内訳等、関係書類を査閲し、個々の契約の合規性、経済性の観点から精査するとともに関係者から説明を求めている。</p> <p>このようにして得られた内部監査の結果を活用し、監事監査においては、監事という大局的な視点から契約制度及び契約の適正化の状況等を監査するなど、相互に補完する体制となっている。</p> <p>平成19年度の監事監査は、平成19事業年度監事監査計画に基づき、本部(5月、12月、臨時監査20年2月)、座間、岩国及び那覇の各支部において実施した。</p>	<p>平成19年度監事監査は、是正又は改善を要する事項は見当たらなかった。</p> <p>今後も、監事監査の実施に際しては、内部監査の結果を活用し、それぞれの監査を補完する体制を堅持しながら、監査の精度を高めていきたい。</p>
【第三者によるチェックプロセスを評価】			
入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握しているかの確認	入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセス状況の確認	第三者によるチェックは行っていない。	入札監視委員会などの第三者によるチェックは行っていないことを確認した。
【契約のプロセスの確認】			
関連公益法人との間で随意契約を締結しているものの確認	- (該当しないので、評価対象外)	関連公益法人はない。	当機構においては、関連法人はないことを確認した。
落札率が高いものの確認	落札率が高い契約の監事監査実施状況の確認(必要に応じ、調書等説明)	<p>予定価格の積算は適正か、予定価格の決定は適正かなどについて、監事監査でチェック。</p> <p>平成19年度に契約を締結した事案のうち、少額随契を除いた契約件数は、本部・支部合わせて78件である。一般競争入札による契約(不落随契、公募契約を含む。)は60件、このうち、落札率95%以上の契約は25件ある。</p>	落札率が高い契約について確認したところ、予定価格の作成に当たり、市場価格を反映し定めているが、数量の多寡、需給の状況等を考慮し、更に適正な価格の作成に努めるべきものと思慮する。
応札者が1者のみであるものの確認	応札者1者契約の監事監査実施状況の確認(必要に応じ、調書等説明)	<p>入札の公告は適正か、公告の内容は適正かなど、競争性、公平性及び中立性の確保がなされているか等について、監事監査でチェック。</p> <p>平成19年度に契約を締結した事案のうち、少額随契を除いた契約件数は、本部・支部合わせて78件である。このうち、応札者が1者のみであるもの(1者のみが応札し落札不調となった入札も含む)は9件である。</p>	<p>応札者が1者のみである契約について確認したところ、入札の公告手続や公告の内容は適正になされており、競争性・公平性及び中立性は確保されていると思慮する。</p> <p>1者応札は、結果として複数の応札に至らなかったものであり、適正さを欠く要件は見当たらなかった。</p>

調書等は競争入札、企画競争・公募、随意契約から数件程度で、落札率の高いもの、1者入札であるものを優先して監事が抽出。